

平成 29 年 第 9 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 9 回農業委員会総会会議録

| | | | | | | |
|--|----------------------|------------------------------|------|---------|--------|------|
| 召集年月日 | 平成 29 年 9 月 15 日 (金) | | | | | |
| 召集の場所 | 志布志市松山支所 2 階会議室 | | | | | |
| 開閉会の日時 及び宣言 | 開会 | 平成 29 年 9 月 15 日 午前 9 時 00 分 | | | | |
| | 閉会 | 平成 29 年 9 月 15 日 午前 9 時 50 分 | | | | |
| 応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席 | 議席番号 | 氏名 | 出欠の別 | 議席番号 | 氏名 | 出欠の別 |
| | 1 | 橋口 美一 | ○ | 18 | 道山 幸治 | ○ |
| | 2 | 上野 紀男 | ○ | 19 | 長岡 耕二 | ○ |
| | 3 | 中村 正人 | ○ | 20 | — | — |
| | 4 | 山下 昭一 | ○ | 21 | 萩迫 修作 | ○ |
| | 5 | 立山 富士雄 | ○ | 22 | 南 眞太郎 | ○ |
| | 6 | 隈元 健二 | ○ | 23 | 原田 純一 | ○ |
| | 7 | 吉松 弘文 | ○ | 24 | 内村 さとみ | ○ |
| | 8 | 前迫 重郎 | ○ | 25 | 小園 義行 | ○ |
| | 9 | 樽野 利秋 | ○ | 26 | 吉野 寅三 | ○ |
| | 10 | 谷口 泉 | ○ | 27 | 坪山 博志 | ○ |
| | 11 | 諏訪 光一 | ○ | 28 | 福重 彰史 | ○ |
| | 12 | 野口 昭浩 | ○ | 29 | 青山 浩二 | ○ |
| | 13 | 白坂 正治 | ○ | | | |
| | 14 | 福岡 裕幸 | ○ | | | |
| | 15 | 中之内 瑞穂 | ○ | | | |
| | 16 | 西江園 明 | ○ | | | |
| | 17 | 大迫 一郎 | ○ | | | |
| 会議録署名委員 | 席番 5 番 | 立山 富士雄 | | 席番 6 番 | 隈元 健二 | |
| 職務のため出席 した者職氏名 | 事務局長 | 福岡 | | 次長兼農地係長 | 桑迫 | |
| | 主幹兼係長 | 新村 | | 主任主査 | 永野 | |
| | 主任主査 | 中尾 | | 主任主査 | 大野 | |
| | | | | | | |
| 委員会日程名 | 別紙のとおり | | | | | |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>会議に付した 事 件</p> | <p>議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 71 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 72 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 73 号 非農地証明願の承認について 議案第 74 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 75 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p> |
|-----------------------|--|

| | | |
|----|----|---|
| 議長 | 山下 | <p>ただいまから、平成 29 年第 9 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 5 番、立山委員と、席番 6 番、隈元委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、萩迫委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 萩迫 | <p>6 月の総会であっせんの依頼がありました〇〇さんの分ですが、いろいろな方と話をしており、なかなか見つかりませんが、引き続き活動を続けたいと思います。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、野口委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 野口 | <p>6 月に依頼のありました〇〇さんの分が成立しましたので報告いたします。譲受人は、有明町野井倉の〇〇さんです。あっせん成立は 9 月 8 日で、田で面積 6,630 m²、価格は総額で 400 万円でした。〇〇さんは、人参、早期水稲、ジャガイモ、甘藷を作付けされており、この畑にもジャガイモや早期水稲を作付けすることでした。以上報告を終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、吉松委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 吉松 | <p>7 月からあっせん活動を続けておりました〇〇さんの分でございますが、以前からちょっと体調をくずされておりましたけれども、お亡くなりになりましたので、あっせん打ち切りとさせていただきたいと思います。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>ただ今、吉松委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |

| | | |
|----|----|--|
| 議長 | 山下 | <p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、橋口委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 橋口 | <p>8月の総会で依頼のありました〇〇さんの分ですけれども、今、買い手を探しているのですがなかなか買い手が見つからないという状況でございます。しかし、もう少しあっせん活動を続けたいと思います。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、南委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 南 | <p>8月の総会で依頼を受けました、〇〇さんのあっせんについて成立いたしましたので報告いたします。譲受者は、肆部合地区にお住まいの〇〇さんです。総額で181万円でございます。</p> <p>一部残っていますが、これについては引き続きあっせん活動を続けたいと思っております。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>8月31日に、県農業会議臨時総会が鹿児島市民文化ホールで開催され、補充委員の選任について、承認されました。</p> <p>その後、鹿児島県農業委員会大会が開催され、地域の農業生産発展や農地利用最適化推進について大会スローガンが採択されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第70号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、9件の申請でございます。</p> <p>まず、5ページ、番号98番を審議いたします。</p> <p>福重委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 福重 | <p>会長より依頼のありました、議案第70号、番号98を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございます。田4筆と畑4筆の計8筆で、面積は合わせて6,661㎡でございます。申請地の場所は、まず、前谷の田2筆は道の駅やちくから末吉方向へ約400メートル進んだところにあじさい団地がありますが、そこを左に曲がり市道を約500メートル進むと菱田川流系の山角川の橋がございます。その橋を渡りましてすぐ左の方向へ農道を300メートル進んだ所でございます。字池田の2筆</p> |

は、同じく山角川の橋から右に曲がりまして農道を約 250 メートル進んだ所でございます。

次に、字野久尾の畑 2 筆は、そうかい道を松山共済組合支所から末吉方向へ約 600 メートル進んだ所の道路脇の右側 1 筆と左側の松山温泉入口の 1 筆でございます。字小牧の畑 2 筆は、松山温泉入口からそうかい道をさらに末吉方向へ 200 メートル進んだ右側に 1 筆、さらに 100 メートル進んだ左側の 1 筆でございます。本人宅からは、いずれも車で 7 分のところにあります。

〇〇さんは、パートをしながらの兼業農家で公務員の夫と義母の 3 人で水稲と甘藷を栽培しておりまして、申請地にも水稲と甘藷を作付けする予定とのことでございます。また、農機具は、トラクター 1 台、田植機 1 台、動力噴霧器 2 台、芋掘り機 1 台、軽トラック 1 台を保有いたしております。尚、〇〇さんと〇〇さんは、親子でございます。

以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議長 山下

はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場 委員

(なし)

議長 山下

ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場 委員

(異議なし)

議長 山下

異議なしと認めます。

次に、6 ページ、番号 99 番を審議いたします。

長岡委員説明をお願いいたします。

委員 長岡

会長より依頼のありました、番号 99 を報告させていただきます。

譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。

譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。

申請地は議案書に記載されているとおりであります。申請地の場所は、県道今別府串間線柳井谷橋がありますが、そこから 200 メートル行って右折した所にあります。この地域は、今、土地改良事業が行われているところの隣に位置します。

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>本人宅からは、500メートル程のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、子供たちと一緒に普通水稻を栽培したいとのことでありま す。農機具は、トラクターなど一式を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条 の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号100番を審議いたします。</p> <p>同じく、長岡委員説明をお願ひいたします。</p> |
| 委員 | 長岡 | <p>会長より依頼のありました、番号100番を報告させていただきます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんであり ます。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで あります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりであります。申請地の場所は、 県道日南志布志線の佐野原に団地がありますが、その反対方向に150メー トル程行った請け人宅の近くにあります。</p> <p>〇〇さんは、普通水稻、甘藷を作付けしており、今後も甘藷を作付けし たいということでありました。</p> <p>農機具は、トラクター2台、収獲機械などを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条 の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 会場 | 委員 | |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 101 番を審議いたします。</p> <p>青山委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 青山 | <p>会長より依頼のありました議案第 70 号、番号 101 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、兵庫県神戸市灘区鶴甲〇丁目〇〇番〇ー〇〇号にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、申請地の場所は、県道飯野松山都城線沿いの大隅衛生を松山方面へ 300 メートル行き、そこを左折し、さらに 300 メートル行ったところの右側の畑でございます。本人宅からは、車で約 3 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、配偶者である奥さんと 2 人で、水稻、甘藷を主に栽培しており、申請地には甘藷作付けする予定であるとのことをございました。</p> <p>また、農機具は、トラクター 3 台、軽トラック 1 台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7 ページ、番号 102 番を審議いたします。</p> <p>原田委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 原田 | <p>会長より依頼のありました、番号 102 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市日之出町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>す。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、通山の通山保育園より西へ 500 メートル、南へ 100 メートル行ったところで花北牧場の前の畑でございます。</p> <p>本人宅からは、車で約 20 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと 2 人で水稻と甘藷を主に栽培されており、申請地には甘藷を作付けするとのことでございました。</p> <p>また、農機具は、トラクター 1 台、耕運機、草刈機、うね立機を保有されておりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 103 番を審議いたします。</p> <p>南委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 南 | <p>会長より依頼のありました、番号 103 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、霧島市国分名波町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の田の場所は、飛行場地区のほぼ中心部の西側、畑は広域農道の南 100 メートルのところでございます。</p> <p>本人宅からは、約 500 メートルのところでございます。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家水稻を主に栽培されておりました。申請地には水稻あるいは甘藷を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター保有されておりましたが、田植等の作業は委託をされておりました。兄弟間による無償譲渡であります。</p> |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号104番を審議いたします。</p> <p>同じく、南委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 南 | <p>会長より依頼のありました、番号104番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市道吉村通山線から西へ約100メートル行ったところで飛行場地区の北西部にあたります。</p> <p>本人宅からは、約2キロのところではす。</p> <p>〇〇さんは、学校を退職後、中核農業者として、水稻、甘藷、ソマを主に栽培しており、申請地にも水稻、ソマを作付けする予定とのことではす。</p> <p>農機具は、トラクター、田植機、バインダーなどを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> |

| | |
|-------|--|
| 委員 南 | <p>次に、8 ページ、番号 105 番を審議いたします。</p> <p>同じく、南委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 105 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町夏井〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、申請地の場所は、基盤整備事業肆部合地区のほぼ中心の西側にあります。</p> <p>本人宅からは、約 500 メートルのところですか。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者で水稻、人参を主に作付けされております。申請地にも水稻、人参を作付けするとのことでございます。</p> <p>農機具等につきましては、〇〇を経営されておられまして、全て保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 委員 | <p>(なし)</p> |
| 議長 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 山下 | <p>異議なしと認めまます。</p> |
| 委員 樽野 | <p>次に、番号 106 番を審議いたします。</p> <p>樽野委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 106 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、野神の青少年館より県道を 150 メートル下ったところの右側のところですか。</p> <p>本人宅からは、東へ 200 メートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、有限会社〇〇で親と一緒に甘藷とお茶を主に栽培しております。申請地にはお茶が作付けしてありました。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>農機具は、全て保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第70号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第71号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>10ページ、番号15番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、萩迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第71号、番号15についてご報告いたします。</p> <p>調査日は9月4日、調査委員は南委員、野口委員、私と事務局より2名、農政畜産課の吉井さんが同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地の志布志市長です。立会人は、志布志市役所の〇〇さんでした。別紙資料は4頁～6頁になります。申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道志布志福山線の山之口のところにセブンイレブンがありますが、そこを北西方向へ500メートル行ったところがございます。</p> <p>除外の目的ですが、市の分譲地となる接続道路でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は公衆用道路、西側は公衆用道路です。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、許可できる場合の既存施設の拡張に該当いたします。</p> |
| 委員 | 萩迫 | |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第71号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第72号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、12ページ、番号49番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された福岡委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第72号、番号49番についてご報告いたします。</p> <p>別紙説明資料は7頁から9頁になります。</p> <p>調査日は9月4日、調査委員は吉野委員、福重委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、鹿児島県鹿児島市東谷山〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、霧島市隼人町見次〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志の大迫橋から市役所本庁方向へ1キロ程進んだところにある岩田精米所の南に位置します。</p> <p>転用目的は車庫兼倉庫の建設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は原野です。周囲にブロックを積み土砂等が流失しないように措置するとのことで、排水につきましては、道路側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつて</p> |
| 委員 | 福岡 | |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>いないため第2種農地のその他の農地に該当します。第2種農地は、代替地がないときに限って許可することができますが、検討したけど他に適地が見つからなかったため、当申請地となったとのことでした。以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号50番を審議いたします。</p> <p>番号50番は、先ほどの議案第71号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号15番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号51番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された萩迫委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 萩迫 | <p>議案第72号、番号51番についてご報告いたします。</p> <p>別紙説明資料は10頁から13頁になります。</p> <p>調査日は9月4日、調査委員は南委員、野口委員と私、事務局から2人、農政畜産課の吉井さんも一緒でした。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地の志布志市長〇〇さんです。立会人は、志布志市役所の〇〇さんでした。</p> |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、議案第 71 号番号 15 で説明しましたところの東側 10 メートルのところでございます。</p> <p>転用目的ですが、分譲に伴う作業用道路ですが、既に所有者であります〇〇さんが道路として利用されておりますので、始末書付きの申請となります。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は公衆用道路、西側も公衆用道路です。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、一時的な利用に供するために行なうものであり、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、13 ページ、番号 52 番を審議いたします。</p> <p>番号 52 番は、平成 29 年 2 月総会の議案第 12 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 2 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> |
| | | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 72 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>委員 福重</p> | <p>次に、日程第7、議案第73号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>15 ページ、番号 32 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、福重委員説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第73号、番号 32 番について報告いたします。</p> <p>総会資料は 14 ページから 16 ページです。</p> <p>調査日は 9 月 4 日、調査委員は吉野委員、福岡委員と私と、事務局より 2 名が同行をいたしました。</p> <p>願出人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載されているとおりでございます。</p> <p>場所は、志布志から伊崎田へ向かう県道志布志福山線の曲瀬にあります浦島釣具店のところから市道を松山の桃木集落方向へ約 600 メートル進んだところの道路左下に位置しております。</p> <p>申請地は山ぎわで三日月状の形態をなしてありまして、30 年以上作付けされていないということで、荒廃し山林化していったとのことでございます。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は山林、東側も山林、南側は雑種地、西側は山林です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみたところでございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。</p> |
| <p>議長 山下</p> | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| <p>会場 委員</p> | <p>(なし)</p> |
| <p>議長 山下</p> | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p> |
| <p>会場 委員</p> | <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長 山下</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 33 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、吉野委員説明をお願いいたします。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| 委員 | 吉野 | <p>議案第 73 号の番号 33 について報告いたします。</p> <p>調査日は 9 月 4 日、調査委員は福重委員、福岡委員と私と、事務局から 2 人でした。</p> <p>願出人は、神奈川県伊勢原市串橋〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は司法書士の〇〇さん本人でした。</p> <p>別紙資料は 16 ページから 19 ページです。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志町の馬見ヶ塚の伸紘ゴルフ場がございますが、その南側にある竹内製茶さんの隣接する南側の土地でございます。</p> <p>この土地は、祖父が売買によって取得し、住んでおられたところでございますが、平成 23 年 2 月 27 日に相続により取得したところ です。今回の申請に当たり、南側の畑を分筆して申請されております。昭和 3 年より家が建っていたようでございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいいたします。以上報告を終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 34 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、野口委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 野口 | <p>それでは、番号 34 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 9 月 4 日、調査委員は萩迫委員、南委員と私と、事務局から 2 人でした。</p> <p>願出人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>立会人は有限会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> |

| | | |
|------|----|--|
| | | <p>別紙資料は 20 ページから 22 ページです。</p> <p>場所は、山重小学校より北西約 2 キロのところにあるわけですが、〇〇が平成 6 年に申請地一体を購入して、今回土地を整理する中でこの土地がでてきたということです。</p> <p>現地は、大隅町内の飛地となっておりまして、事務局の事前調査でも一体は全部山林化していて、現場に通じる道路がないということで現地に行けないということと、又、申請者の方も現地を購入してから 1 回も行ったことがないということで、現地を確認できないということで、市役所の航空写真地図で確認いたしました。写真を見る限り周囲一体が山林化しております。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。以上報告を終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 7、議案第 73 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 74 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |
| 主任主査 | 中尾 | <p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第 74 号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、16 ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>始めに、番号 34 の願出人は、鹿児島市大明丘〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> |

土地は、志布志町志布志字伊勢堀218番 736㎡、同じく 字中ノ畑 292番2 74㎡、同じく 字中ノ畑 292番4 89㎡でございます。

地目は全て畑でございます。

申請地は、志布志町志布志にあります、陽春堂内科診療所より、市道伊勢堀線を東へ140m進んだところの南側の土地でございます。現在、原野化しております。

続いて、番号35の願出人は、有明町野井倉〇〇番地、志布志市長です。

土地は、志布志町志布志字二丁目3133番467 畑 35㎡でございます。申請地は、志布志市役所志布志支所から 南へ約200m 東へ約200m進んだところの国道220号線の関屋口交差点を、さらに南に130m進んだところの西側の土地でございます。現在、雑種地化しております。

続いて、番号36の願出人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、有明町伊崎田字中之迫 158番 畑 1,601㎡でございます。

申請地は、伊崎田風八重集落公民館より、市道早馬・風八重線を西に約100m進み、左折し、市道上ノ原・風八重線を約100m進んだ所の東側の土地でございます。現在、山林化しております。

続いて、番号37から 番号40までの 願出人は、有明町 伊崎田〇〇番地 有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。

まず、番号37の土地は、有明町伊崎田字牧2788番 畑 3,963㎡でございます。

申請地は、広域農道にあります有明大橋より、広域農道を伊崎田方向へ約300m進んだところの西側に、〇〇の養豚場があります。その北側の土地でございます。現在、原野化しております。

続いて、番号38の土地は、有明町伊崎田字牧2781番9 3,562㎡、同じく782番 2,647㎡、同じく2782番15 2,669㎡、同じく2782番16 4,181㎡でございます。地目は全て畑でございます。

申請地は、先程の番号37の申請地の南側で 〇〇の養豚場が建っている土地でございます。現在、宅地化しております。

続いて、番号39の土地は、有明町山重字後谷尻11585番6 畑100㎡でございます。

申請地は、山重小学校より、国道269号線を、北東 大隅方向へ約700m

| | |
|------------------------|---|
| <p>議長 山下</p> | <p>進んだ所を右折し、市道有明・柳井谷1号線を約1km進んだところの南側の土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>最後に、番号40の土地は、有明町山重字柳谷 11891番 2,369㎡、同じく 11892番 2,316㎡、同じく 11893番1 1,785㎡、同じく 11893番2 1,933㎡、同じく 11894番1 5,408㎡、同じく11894番4 887㎡、同じく 11895番3 9,320㎡、同じく11895番11 16㎡、同じく11895番12 41㎡でございます。地目は全て畑でございます。申請地は、先程の番号39の土地より、市道有明・柳井谷1号線をさらに東へ約1km進んだところの、〇〇の養豚場が建っている土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号34と35を中村委員、道山委員、内村委員、番号36から40を原田委員、坪山委員、樽野委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> |
| <p>会場 委員 議長 山下</p> | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>会場 委員 議長 山下</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第8、議案第74号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第75号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> |
| <p>次長兼係長 桑迫</p> | <p>それでは、議案第75号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、19ページから20ページとなっております。</p> <p>最初に19ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は、平成29年9月29日で、畑が7,363㎡です。所有権を移転する者1人、所有権の移転を受ける者1人で、売買によるものです。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>議長 山下</p> | <p>次に、20ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>番号25の所有権を移転する者は、宮崎市大字糸原の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、生産牛飼育の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、3筆で7,363㎡の畑で、土地代金は147万2,600円です。移転時期等につきましては、平成29年10月12日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> |
| <p>会場 委員</p> <p>議長 山下</p> | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>会場 委員</p> <p>議長 山下</p> <p>主幹兼係長 新村</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局で説明いたします。</p> <p>議案第75号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、21頁から37頁となっております。</p> <p>まずは、議案書21頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成29年9月29日で、始期は平成29年10月1日となります。設定期間が、11か月から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が3,625㎡、畑が6万5,023.31㎡、樹園地が13万2,906㎡で、合計しますと20万1,554.31㎡となり、うち更新分は3万8,398.31㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が38名で、利用権の設定を受けようとする者の数が10名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より28名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、22頁から37頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第75号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定につ</p> |

| | | |
|----------|----------|---|
| 議長 | 山下 | <p>いて説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、22 ページ、番号 1 番から 37 ページ番号 41 番までと、21 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> |
| 会場 議長 | 委員 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 会場 議長 | 委員 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 9、議案第 75 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> |
| 次長兼係長 | 桑迫 | <p>次に、日程第 10、議案第 76 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第76号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は39ページとなっています。</p> <p>番号25番の申出者〇〇さんは、志布志町志布志にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、松山町泰野字柿木瀬戸2150番 1 畑で1,217㎡と、字永迫2328番 39畑で1,539㎡、同じく2328番40 畑で2,335㎡、同じく2328番49畑で860㎡の4筆です。</p> <p>土地の場所ですが、字 永迫の畑は、県道塗木大隅線の泰野の山口石油店前から市道京ノ峯・川中線を北へ300メートルほど進み右折し、市道田平・中田線を東へ1キロメートルほど行ったところにあります。</p> <p>2328番39と2328番40の畑は、現在お茶が植えてあります。</p> <p>2328番49の畑は、甘藷が耕作されています。</p> <p>字 柿木瀬戸の畑は、そこから更に東へ450mほど進んだところにあり、現在、飼料が耕作してあります。</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>あっせん委員の指名につきましては、白坂委員と福岡委員でご提案いたします。</p> <p>番号26番の申出者〇〇さんは、有明町蓬原にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町蓬原字池田4060番1 田で560㎡と字稗田4109番田で986㎡と同じく4110番1 田で859㎡の3筆です。</p> <p>土地の場所ですが、字池田の田は、県道一丁田・宇都之鼻線の田尾橋から片平方向へ300メートルほど進み、市道田尾・普現堂線に入り30メートルほど進んだ右側になります。字稗田の田は、そこから更に蓬の郷民宿村の方へ100メートルほど進んだところにあります。</p> <p>田は、現在 稲が耕作されています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、諏訪委員と南委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 10、議案第 76 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p> |
| 議長 山下 | |
| 会場 委員 議長 山下 | |
| 会場 委員 議長 山下 | |